

『みんなの文化財図鑑刊行事業』に係る図鑑作成業務委託仕様書

1 業務の内容

令和2年度『みんなの文化財図鑑刊行事業』に係る印刷・製本に関する業務

2 目的

- 沖縄県教育庁で調査し収集した県内の国・県指定文化財について正確な情報を発信することで、一般観光客や県民、特に将来の文化財保護を担う児童生徒たちの興味関心をより高めることが出来る。
- デザインやまとめ方を工夫することで、単に文化財の情報量を有するだけの専門書にとどまらず、読者が文化財を身近に感じることが出来る。

3 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

4 業務委託内容

(1) 編集

入稿に際して、沖縄県教育庁文化財課（以下、事務局とする）から「原稿・写真・地図情報・図版等」を提供する。

- ① 受託者は事務局から提供された入稿データを基にデザイン・校正をおこなうものとする。
- ② 受託者は事務局から提供された地図情報をもとに地図の図版を作成するものとする。
- ③ デザイン・装丁・製本等に係る業務内容の詳細は編集会議で最終決定をする。
- ④ 編集会議は事務局・受託者を基本の構成員とし、本図鑑刊行までに複数回おこなうものとする。
- ⑤ 校正は文字校正・色校正を含めて3回程度とする。

⑥ 編集・刊行計画

11月・・・・・・・・初稿入稿

1月・・・・・・・・校正

2月・・・・・・・・校了

3月・・・・・・・・刷所入稿・成果品納品・発送

【データ仕様】

- ① 規格：A4判ーマット紙 44.5～70.5 kg-4c/4c（表紙・本文はカラー）
表装：P.P.加工
- ② ページ数：約224～256ページ
- ③ 図版・写真：約600点（1ページにつき2～3点）
- ④ 発行部数：3000部

(2) 印刷データの納品

- ① 正本のPDFデータ（容量については校了後に決定する）、紙面のデジタルデータをハードディスクに記録して納品すること。記録媒体については受託者において用意すること。
- ② 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

(3) 文化財図鑑のアンケート

- ① 沖縄県北部、中部、南部、宮古、石垣の5地域の図書館、1地域1館以上でアンケートを実施し、史跡名勝編・埋蔵文化財編・有形文化財編の読者の文化財図鑑の理解度を検証する。
- ② アンケートの対象者は、小学生から成人までとする。
- ③ アンケート方法については随時委託者と相談して行う。

5 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による事務局の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 資料の収集・整理・複写・原稿・データの入力

6 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 契約書等、本委託事業に係る資料等は委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間、受託者の費用負担において保管するものとする。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。